

子どもとの交流についての検討

「子どもへの企業PRについて」については、令和 4 年 11 月 2 日（木）の世話人会で、これまでの確認事項等を報告。世話人会で引き続き議論することです承を得た。

以下はこれまでの確認等を踏まえ、実施パターンを想定。

これまでの議論を踏まえ以下の実施パターンを想定

①キッチンカーA案

キッチンカーをレンタル+地元の飲食店+職業体験等 PR

【条件等】○（一日）平日 ¥20,000・ 土日 ¥40,000・（月間） ¥220,000・

現地への運搬 片道 ¥10,000 程度

○別途プロパンガス、電気代等費用必要

○冷凍、冷蔵庫はたいてい付属

○調理器具については使用者の持ち込み（コンロ、グリル等）

○貸出の条件は飲食店営業許可を得ているもの、またはそれに準じるもの（調理師、食品衛生士など）

○どこの飲食店に依頼するか・決定方法

②キッチンカーB案

キッチンカーをレンタル+ネット企業で調理+職業体験等 PR

【条件等】○貸出の条件は飲食店営業許可を得ているもの、またはそれに準じるもの（調理師、食品衛生士など）の拡大

○自前でやる場合、上記の「飲食店営業許可を得ているもの」のハードルが高い

③キッチンカーC案

まず、既存の「わくわく子ども教室」の職業体験部分を実施協力する

【条件等】○来年度「わくわく子ども教室」があるかは未定

○お菓子の詰め合わせの配付等は可能か

④食事提供案

ネット企業で調理提供+職業体験等 PR

【条件等】○守口保健所に確認したところ子ども食堂については具体的な基準は無し。ケースバイケースでの相談になる。

○購入した弁当や仕出し、パンやお菓子などをそのまま提供するのはい問題ない。

- 調理後提供するものは直前過熱が重要であり安全
- 牛乳、お米は出来れば避けてもらう方が良い。(お米を提供する場合、炊いた米を皿に盛るはOK。おにぎりや冷ましての提供はNG)
- 屋台的なもので実施する場合
 - ・その屋台ごとに許可等が必要となる。
 - ・調理を行う場合は、許可を得た人が許可を得た場所で調理しなければならない。(許可を得た人でも、一般家庭など許可なしの場所で作ること認めない)
- 自治会館等で行う場合
 - ・福祉の域で収まる範囲(判断基準はないが週2、3回程度)であれば指導のみで届出は不要になるケースが多い。
(指導=保健所による現地確認&アドバイス)
- 企業の事務所等で行う場合
 - ・その場の設備基準で可否について衛生面から確認。可であれば指導。

⑤実施場所について

- 自治会館(駐車スペースの関係でキッチンカーは困難)
 - ⇒各自治会との相談になるが、「子ども食堂」や「宿題カフェ」を実施している自治会館あり。(町内会区割り表参照)
 - ⇒自治会館での子ども食堂での具体的な実施方法例については、現在確認中。
- 小学校
 - ⇒最終は、校長判断。「放課後児童クラブ」(いわゆる学童)とのコラボ、さらに「放課後こども教室」との連携も検討できる。土曜日のお昼であれば、さらにありがたいとのこと。
- 地域の公園
 - ⇒営利でなければ使用可能。基本的に電気水道なし(原則発電機は使用不可)
- 企業のスペース

⑥実施方法について

- 実施案：各グループ活動1回/年、門真ネット全体活動1回/年⇒計6回/年

⑦会計管理について

⑧開始時期について